

プロジェクト	リース
項目	IFRS 第 16 号における設例の取扱い（少額資産のリースとポートフォリオへの適用）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、少額資産のリースとポートフォリオへの適用についての IFRS 第 16 号における設例について、改正リース会計基準等における取扱いについてご意見を伺うことを目的としている。

II. IFRS 第 16 号における設例の取扱い

（基本的な方針案）

2. 第 103 回リース会計専門委員会、第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日開催）並びに第 109 回リース会計専門委員会（2022 年 2 月 10 日開催）において、IFRS 第 16 号における設例に関する基本的な方針案について次の提案を行っている（概要のみ記載）。

お示ししている文案イメージにおいては、IFRS 第 16 号の主要な定めのみを採り入れ、詳細なガイダンスについては、基本的に採り入れないこととしている。文案イメージにおけるガイダンスの採り入れと同程度になるように IFRS 第 16 号における設例を採り入れることかどうか。

3. なお、主要な定め範囲については、今後も議論を継続するものとする。

（「設例 11－少額資産のリースとポートフォリオへの適用」に対する事務局の分析及び提案）

4. なお、今後も議論が必要であると考えられるが、事務局による分析及び提案を行ううえで、現時点における少額資産のリース取引に関する会計基準の適用指針の改正案の文案イメージを、以下にお示しする。

リース取引に関する会計基準の適用指針 の改正案の文案イメージ	（参考）IFRS 第 16 号
少額のリース及び短期のリースに関する 簡便的な取扱い	認識の免除
35. 次の(1)から(4)のいずれかを満たす	5. 借手は、下記のものには第22項から第

<p>場合、借手はリース会計基準第 10 項の定めにかかわらず、リース開始日に使用权資産及びリース負債を計上せず、リース料総額をリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。(3)及び(4)については、これらのいずれかの方法の適用を選択できるものとする。</p> <p>(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース</p> <p>ただし、リース料総額には原資産の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約書に複数の単位の原資産が含まれる場合は、当該契約に含まれる原資産の単位ごとに適用できる。</p> <p>(2) リース期間（リース会計基準第 7-7 項）が 1 年以内のリース</p> <p>(2)の場合、原資産を貸借対照表において表示したと仮定した場合の勘定科目ごとに(2)の方法を適用するかどうかを選択するものとする。</p> <p>(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約書 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース</p>	<p>49項の要求事項を適用しないことを選択できる。</p> <p>(a) 短期リース</p> <p>(b) 原資産が少額であるリース（B3項からB8項に記述）</p> <p>6. 借手が、短期リース又は原資産が少額であるリースのいずれかに第22項から第49項の要求事項を適用しないことを選択する場合には、借手は当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しなければならない。借手は、他の規則的な基礎の方が借手の便益のパターンをより適切に表す場合には、当該基礎を適用しなければならない。</p> <p>8. 短期リースについての選択は、使用权が関連する原資産のクラスごとに行わなければならない。原資産のクラスとは、性質及び企業の営業における用途が類似した原資産のグルーピングである。原資産が少額であるリースについての選択は、リース1件ごとに行うことができる。</p> <p>B3. B7項に定める場合を除き、本基準書は、借手が原資産が少額であるリースの会計処理に第6項を適用することを認めている。借手は、リースされている資産の経過年数に関係なく、原資産の価値を当該資産が新品である時点での価値に基づいて評価しなければならない。</p>
--	--

<p>(3)の場合、1つのリース契約書に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。</p> <p>(4) 原資産の価値が新品時におよそ5千米ドル以下のリース</p>	
--	--

IFRS 第16号の設例（「設例11－少額資産のリースとポートフォリオへの適用」）

医薬品製造販売業界の借手（借手）が、下記のようなリースを有している。

- (a) 不動産のリース（オフィス建物と倉庫の両方）
- (b) 製造設備のリース
- (c) 社用車のリース（販売担当者用と上級経営者用の両方で、品質、仕様及び価値はさまざま）
- (d) 配送目的に使用するトラック及び小型トラックのリース（大きさと価値はさまざま）
- (e) 個々の従業員用のIT機器のリース（ラップトップ・コンピュータ、デスクトップ・コンピュータ、携帯用コンピュータ・デバイス、デスクトップ・プリンタ、携帯電話など）
- (f) サーバーのリース（当該サーバーの貯蔵能力を増大させる多くの個別モジュールを含む）。モジュールは、借手がサーバーの貯蔵能力を増大させるために必要となるにつれて、メインフレーム・サーバーに追加されてきた。
- (g) オフィス機器のリース
 - (i) オフィス家具（椅子、机、オフィス間仕切りなど）
 - (ii) ウォーター・ディスペンサー
 - (iii) 大容量多機能コピー機

少額資産のリース

借手は、原資産が新品時に個々に少額であることを根拠に、下記のリースは少額資産のリースであると判断する。

(a) 個々の従業員用のIT機器のリース

(b) オフィス家具及びウォーター・ディスペンサーのリース

[参照：第5項、B3項、B4項、B6項及びB8項]

借手は、これらのリースのすべての会計処理にIFRS 第16号の第6項の要求事項を適用することを選択する。

サーバーの中の各モジュールは、個々に考えた場合には、少額資産であるかもしれないが、サーバーの中のモジュールのリースは、少額資産のリースの要件を満たさない。これは、各モジュールがサーバーの他の部分との相互関連性が高いからである。借手は、サーバーもリースしているのでなければモジュールのリースはしないであろう。**[参照：B5項]**

ポートフォリオへの適用

[参照：B1項]

その結果、借手はIFRS 第16号における認識及び測定の要求事項を、不動産、製造設備、社用車、トラック及び小型トラック、サーバー、大容量多機能コピー機のリースに適用する。その際に、借手は社用車、トラック及び小型トラックをポートフォリオにグループ分けする。

借手の社用車は、一連の基本リース契約に基づいてリースされている。借手は8つの異なる種類の社用車を利用しており、これらは価格が異なり、スタッフに年功及び地域に基づいて割り当てられる。借手は、社用車の異なる種類のそれぞれについて基本リース契約を有している。各基本リース契約の中の個々のリースはすべて同様である（開始日及び終了日の類似も含む）が、契約条件は一般的に基本リース契約ごとに異なる。各基本リース契約の中の個々のリースは互いに同様であるため、借手は、IFRS 第16号の要求事項を各基本リース契約に適用しても、IFRS 第16号の要求事項を各基本リース契約の中の個々のリースに適用した場合と重要性がある差異は生じないであろうと合理的に予想する。したがって、借手は、IFRS 第16号の要求事項をポートフォリオとしての各基本リース契約に適用することができると結論を下す。さらに、借手は、8つの基本リース契約のうち2つは同様に、同様の地域でのほぼ同様の種類の社用車が対象であると結論を下す。借手は、この2つの基本リース契約の中のリースを結合したポートフォリオにIFRS 第16号を適用した結果は、IFRS 第16号を結合後のポートフォリオの中のそれぞれ

れのリースに適用した場合と重要性がある差異はないであろうと合理的に予想する。したがって、借手は、それら2つの基本リース契約を単一のリース・ポートフォリオにさらに結合することができるかと結論を下す。

借手のトラック及び小型トラックは個々のリース契約に基づいてリースされている。合計で6,500件のリースがある。トラックのリースのすべては条件が同様に、小型トラックのリースもそうである。トラックのリースは、一般に4年間であり、類似したモデルのトラックに関するものである。小型トラックのリースは、一般に5年間であり、類似したモデルの小型トラックに関するものである。借手は、IFRS第16号の要求事項をトラックのリースと小型トラックのリースに、原資産の種類、地域及びリースが締結された四半期ごとにグループ分けして適用しても、当該要求事項を個別のトラック又は小型トラックに適用した場合と重要性がある差異は生じないであろうと合理的に予想する。したがって、借手は、IFRS第16号の要求事項を、6,500件の個々のリースではなく、トラック及び小型トラックの異なるポートフォリオに適用する。

事務局による分析及び提案

5. 設例 11 においては、主に次の事項についての取扱いを示していると考えられ、現時点における事務局提案との関係は次のとおりである。

- (1) 少額リース資産の判定にあたって独立したリースであるかどうかの判定 (IFRS 第 16 号 B5 項)

簡素で利便性が高い会計基準を開発するという観点から、IFRS 第 16 号における少額リース資産に関する詳細な要求事項を個々のリースの重要性判断において常に求めることによる費用対効果等を考慮し、改正リース会計基準等において主要な定めとして採り入れることを提案していない。

- (2) リース・ポートフォリオへの IFRS 第 16 号の適用方法 (IFRS 第 16 号 B1 項)

現行のリース会計基準等においてポートフォリオの適用について具体的な定めは置いていないが、当該取扱いを明確にすべきとの意見は聞かれていない。改正リース会計基準等で明確な定めを置かないとしても、事実と状況に照らして実務上判断することができると考えられ、また簡素で利便性が高い会計基準を開発するという観点を考慮し、主要な定めとして採り入れることを提案していない。

6. 前項のとおり、当該設例のテーマとなる「少額リース資産の判定にあたって独立したリースであるかどうかの判定及びリース・ポートフォリオへの IFRS 第 16 号の適用方法」については、改正リース会計基準等に採り入れることを提案していないことから、本資料第 2 項で示す基本的な方針に従い、当該設例を改正リース会計基準等に採り入

れないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第5項及び第6項に記載した事務局による分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上